

## NEXT30 浦安（浦安にビーチを創る会）規約

### 第1条 （名称）

- (1) 本会は、NEXT30 浦安（「浦安にビーチを創ろう会」）と称する市民有志の会である。
- (2) 本会の所在は事務局である「PJ Bar & Ethnic Dining」（千葉県浦安市明海6丁目1-10 トレードポート 2F）に置く。

### 第2条 （会の目的）

- (1) 本会は、日の出、明海、高洲、千鳥、舞浜の海辺に、市民が海と親しみ、海と遊べるビーチや観光魚市場、海が見えるレストラン等の施設を整備し、市民が楽しむだけでなく観光客を誘致することができるまでの水際線整備の案を考え、30年後にも浦安市が栄え続ける街となることを願い、浦安市と共に実現しようとする市民有志の会である。
- (2) 本会は、上記の目的を達成する為に、三方を海に囲まれ江戸時代から海と共に生きてきた浦安市の海辺に、海で遊べるビーチを創ること、観光船が離発着する船着き場を作ること、境川河口に船遊びができる商業施設を創ることを「三つの海の物語」（浜辺 BEACH、江戸前市場 MARKET、栈橋 PIER）として掲げて、浦安市に提案して、30年掛けて順次できることから実現していくことを目的とする。
- (3) 本会は、上記水際線の整備の他、新浦安地区の街並みが当初の計画からずれてきている為、現況に合わせた街並みの再整理や未利用地の開発計画を考えて、医療・福祉が充実した子育てし易い街、女性と若者が活躍できる街、高齢者が健康に輝く街として親子孫の三世代が住みたい街、又観光客を誘致できる街として30年後にも繁栄し続ける街造りを目指すものとする。
- (4) 上記の目的を達成する為には、水際線が充実したビーチや港、境川河口の船遊びの商業施設、海に臨んだ広い運動公園、親子孫が共に遊べるパークゴルフ場、市民墓地、特養老人ホーム、リハビリ病院、三つの大学、大型商業施設等が充実した中町・新町とアパートや民間中小企業の飲食等が充実している元町とを結ぶバス路線等の公共交通機関を充実させることで、湾岸道路で分断されている元町と中街・新町・海辺との交流を図り、浦安全体を活性化させることに取り組む。
- (5) 前項の他、浦安駅周辺の旧市街地の再開発や、開発後40年経過して老人化しつつある中町に、親子孫が共に住める二世帯・三世帯で住める住宅政策と浦安で生まれ浦安が大好きな若者が浦安で事業を興せる商業政策を考えて、現状に合わせた都市計画の見直しを考え、浦安市が栄え続ける為の将来の財政基盤を整えることを目指すものとする。

### 第3条 （会の活動）

- (1) 本会は、月に1回以上の会合を開き、「三つの海の物語」を、できることから提案し、交渉し、粘り強く一つ一つ順次実現していくものとする。
- (2) 会員は、「三つの海の物語」を実現する為の本会が催す活動に参加し、それぞれの知識と経験を活かして活動し、各自の力を発揮することに喜びを感じて行動するものとする。
- (3) 会員は、前条の目的を達成する為に、この会が催すイベントや市や県、国との交渉に参加し、「三つの海の物語」を実現する為の活動に参加するものとする。
- (4) 上記の活動の一つ一つ実現して行く為に、今回の目的に賛同し共に活動するより多くの会員を集め、市政や県政、国政に働きかけるものとする。

### 第4条 （入会手続及び入会資格）

- (1) 入会を希望する者は、海辺にビーチを創る事で浦安の街の末永い繁栄に寄与することを意図している本会の趣旨に賛同する者であること。
- (2) 本会に賛同する者は、会員又は賛助会員となることができる。
- (3) 前2条に適合する希望者は、入会の申し出を行って会費を納めることにより会員となることができる。
- (4) 暴力団又は反社会的団体に属するものは、入会を認めないものとする。
- (5) 本会が入会を認めない時は、速やかに理由を付してその旨を通知するものとする。
- (6) 本会に入会した者は、会の目的に従って行動し、会で知り得た情報を外部に漏らさない守秘義務を負うものとする。
- (7) 暴力団又は反社会的団体に属する者、或いは本研修会の趣旨・目的に反する行為を行った者は、入会資格がない者として除名するものとする。

### 第5条 （運営費）

- (1) 本会の運営費は、年会費及び寄付金にて行うものとする。
- (2) 会員の年会費は10,000円、賛助会員の年会費は1,000円とする。
- (3) 会費は、会の運営・発展に必要なことに使うものとする。

### 第6条 （理事会）

- (1) 理事会は理事15名にて構成するものとする。
- (2) 本会の重用事項は理事会の多数決にて決するものとする。
- (3) 運営会議は、代表理事と副代表理事8名にて行うものとする。
- (4) 理事会は、代表理事の招集にて行うものとする。
- (5) 理事会は、理事2名以上の賛成で招集できるものとする。

(6)理事は、会員総会の多数決で選任するものとする。

第7条（理事及び監事）

- (1)理事長 1名
- (2)副理事長 1名以上
- (3)理事長及び副理事長は、会員の互選により選任するものとする。
- (4)監事 1名以上

第8条（会員総会）

- (1)総会は、年1回会員及び賛助会員の全員にて開催するものとする。
- (2)総会は、会員の2分の1以上にて成立し、出席会員の多数決にて決議するものとする。
- (3)本会が行った事業報告、決算報告、事業予定、予算、理事の選任等を行うものとする。
- (4)総会は、理事長の招集にて行うものとする。
- (5)総会は、理事2名以上の決議で招集できるものとする。

第9条 本会の規約に定めなき事項で、緊急を要する本会の運営に必要な事項は、理事長と副理事長で相談して実行し、後日理事会に報告するものとする。

第10条（付則） 上記の規約は、2018年12月1日以降実施する。